

令和3年第9回(9月)清瀬市教育委員会定例会会議録

令和3年第9回清瀬市教育委員会定例会が令和3年9月21日(火)午前9時30分に招集された。出席委員、議事の概要は次のとおり。

- 1 日 時 令和3年9月21日(火)午前9時30に
- 2 場 所 研修室1
- 3 付議案件 別紙議事日程のとおり
- 4 出席委員 坂田 篤 (教育長)
宮川 保之 (教育長職務代理者)
粕谷 衛 (委員)
兵頭 扶美枝 (委員)
土屋 佳子 (委員)
- 5 事務局 粕谷 靖宏 (教育部長)
中山 兼一 (教育部参事)
宮本 央子 (教育総務課長)
佐藤 徹 (生涯学習スポーツ課児童青少年担当課長)
- 6 書記 島崎 節子 (教育総務課主任)

令和3年第9回(9月)清瀬市教育委員会定例会

令和3年9月21日(火)午前9時30分
オンライン会議(事務局:研修室1)

定例会

- 日程第1 会議録署名委員の指名(兵頭委員)
- 日程第2 教育長報告
- 日程第3 報告事項1 清瀬市立学校特別支援学級再編について (教育指導課長)
- 日程第4 報告事項2 令和3年度1学期の長期欠席・いじめ等の状況について (教育指導課長)
- 日程第5 報告事項3 新型コロナウイルス感染症について (教育総務課長)

全員協議会

- 児童少年係 学童保育・まなべー・児童センターの現状について

議事の日程並びに議事の概要並びに議決事項

開会

坂田教育長が開会を宣言

日程第1 会議録署名委員の指名

坂田教育長が兵頭委員を指名

日程第2 教育長報告

- 坂田教育長 宿泊行事について
- 土屋委員 【感想】児童・生徒のまじめな取り組みに感心
- 兵頭委員 【感想】受け入れ側の協力を感謝
【質問】帰校した後の体調変化の報告は無いか
- 宮川職務代理者 【感想】このコロナ禍で宿泊行事に参加して、改めて学びの機会になった

(宮本教育総務課長)

コロナの感染が不安で宿泊行事に参加していない児童・生徒数が0の学校が3校。参加しない児童・生徒も3名から9名までの間になります。

帰校後の体調変化については、参加の児童・生徒は翌日元気に登校していると報告を受けています。

日程第3 報告事項1 清瀬市立学校特別支援学級再編について

(中山教育部参事)

清瀬市立学校特別支援学級再編計画は、公共施設再編計画、各学校の空き教室の状況を含め検討の段階となりました。令和3年度中に策定を目指しております。

清瀬市内の学校では、昭和40年代にひばり学級、けやき学級が創設されましたが、指導方法の研究が進む中で、特別支援学級へ変更し、さらに自閉症・情緒障害という障害種が追加されました。その後、指導を続けていく中で、知的及び情緒障害特別支援学級を併設する学校の課題が見られるようになりました。

特に喫緊の課題としては、インクルーシブな時代を迎える中で、通常の学級との交流や共同学習がなかなか進められないことが挙げられます。これは、在籍する児童・生徒数の増といった問題や、二つの障害種の併設ということで組織的に対応しにくいといった問題があります。

そこで、二つの障害種を一つの学校に併設するのではなく、障害種ごとに学校を分けて設置することが、特別支援教育の充実という観点から望ましいという概念で進めていくことが今回の計画の基本的な概念になります。

本市は対象となる児童・生徒が増加傾向にあるなかで、他市に比べ教室数が少なく、言語学級・難聴学級も設置しておりません。通常学級との共同学習は知的学級では実施がされていますが、情緒学級では個々のニーズの問題もあり、あまり進んでいません。再編の基本的な考え方は、①共同学習、交流を行う観点から、通常の学級で受け入れが必要な学級数にする。一つの学校に2、3学級であろうと考えます。②情緒障害学級においては共同学習を行える環境整備、教科等学習に遅れが生じないように配慮する。情緒

障害学級の児童・生徒は知的に遅れないことを前提としておりますので、進学が出来るように小学1年生から共同学習を適切に進め、中学3年生での履修の遅れが無いよう、個別の教科課程を組むことを考えています。③特別支援学級の教育は小中一貫して施せるようにする。資料は基本的な3本柱を具体までに展開しております。

交流及び共同学習の充実としては、①障害特性に応じた教科等における共同学習の充実。②遠足宿泊的行事も交流及び共同学習の機会と捉え充実を図る。③教員及び児童・生徒、近隣地域住民の理解促進。推進体制の構築として就学相談体制の充実。教員の資質向上として手引きを策定し具体的に示します。

次に、第三小学校、第八小学校への移設に関し説明会を行った報告をさせていただきます。清瀬小学校、第三小学校、第七小学校、第八小学校にて説明会を行いました。参加人数は52名、質疑応答を含めて1時間程度の開催となりました。再編に至った経緯、特別支援学級の歴史や現状を説明いたしました。

保護者の方々からのご意見では、新設、移設に伴い移動となる児童・生徒への影響、受け入れ先となる学校の児童・生徒への影響について、教員の異動の有無、教諭の配置などについての質問がありました。

教員の異動に関する質問については、特別支援教育の専門の教員が配置されると説明を行いました。教員の異動に関しては、東京都教育委員会との調整となることも説明しました。

転校希望については、予備調査を9月中旬に実施します。また、新設校を児童・生徒、教諭が訪問し、授業体験等を行います。そして、10月中旬には最終意向調査を行い生徒人数の把握いたします。

- 坂田教育長 保護者等からの質問は大きく分けると以下の3点
- ・増加し続ける知的学級を増設せずに、なぜ先に情緒障害学級を増やすのか
 - ・情緒を第八小学校に移設後、公共施設再編の関係で、清小と八小の統合が行われる計画だが、八小の児童は再度移動する必要があるのか
- 土屋委員 **【意見】**保護者の理解を得ることが必要、皆さんの受け止めが気になる
- 粕谷委員 **【質問】**
- ・説明会の参加者の状況、変更該当する保護者の意見はどうだったか
 - ・令和2年度の異動希望の状況を聞きたい
 - ・年度途中であっても、柔軟に学校の異動が可能か
- 兵頭委員 **【意見】**
- ・現場の教員にこの計画について説明と意見交換が必要
 - ・適応の難しさを持つ児童・生徒となるため慎重にすすめるべき
- 【質問】**
- ・知的学級の児童・生徒は増加傾向、知的学級を新設する対応にならない理由の説明を求める。
- 宮川職務代理者 **【意見】**
- ・複数障害(知的と情緒)が同一校に配置されることのメリットもある
 - ・小中学校における障害の程度に応じた教育の仕組みづくり、知的と情緒の教育課程を明確化する必要がある

(中山教育部参事)

保護者の方々からは大きな反対はありませんでした。ある保護者から、交流や共同学習による通常学級への影響について心配しているといった意見がありました。これに対して、「そのようなことは無いし、むしろ

通常の学級の子への障害理解につながるよい学びの機会となる」と保護者同士で話し合う場面も見られました。第八小学校では、これから先の進路を考え、自閉情緒の学習補償を確保してほしいとの意見がありました。

移動の対象となる児童・生徒の保護者がどの程度参加されていたかの把握はございません。地域の方の参加も見受けられ、清瀬小学校の関係者が11名、第七小学校の関係者が25名となります。

今後は、異動を希望する児童数を把握するために、学校を訪問しての体験会を含めて、9月中旬に1次予備調査を、10月中旬に意向調査を行います。

年度途中での転校は原則認めていませんが、令和4年度からの2年間は、実際に転入できる移行期間としてフレキシブルに対応をいたします。多くの児童・生徒が新設校に転入を希望したとしても、定員8名につき1名の教員の基本運用は変更ありません。教員は2名の配置を予定しています。

兵頭先生の質問に対してお答えいたします。物理的に学級を増やす課題もありますが、基本的には教育課程の編成を重点とし、知的と情緒が混在している事を是正していきます。

現状では清瀬市の場合、知的と情緒が混在していることで教育課程の適正な実施が難しい状況です。適正に行えるようにするには、学級の新設をどのような順番で行うのが最適となるかを検討いたしました。結果、知的障害学級をすぐに移すことは、たくさんの教室を確保することが必要であり、財政的にも難しいことが分かりました。財政や企画との調整、公共施設再編の課題もあり、今後の半年間で最終的な計画を進めていく内容となります。

情緒障害のある児童・生徒が在学中に3度も転出入を繰り返し、結局清瀬小学校に知的と情緒が混在するのではといったことなどが懸念されていますが、清瀬小学校、第八小学校が統合される時点では、知的障害の児童・生徒は在学していない計画になります。1校1障害種の配置、通常の学級との交流及び共同学習について対応が可能であると考えます。令和10年度までには整備、固定できると考えています。

公共施設再編との密接な状況もあり、広報が進んでいる部分に限り説明を行なっている状況です。兵頭委員のお話の通り、きめ細かく対応をし、周知の方法を検討していきます。

日程第4 報告事項2 令和3年度1学期の長期欠席・いじめ等の状況について

※日程第4 原則非公開 事務局よりの説明概要、委員からの質問意見(部分)のみを公開とする
(中山教育部参事)

・欠席児童生徒のいじめの状況を発生件数及び主な理由を報告。いじめに解消に向けて次の要件が満たされているか丁寧に経過観察を実施。

・2学期に1週間実施している「命の週間」の各取り組みを報告。「命の週間」としての取り組みは道徳の充実、校長講話など。

○坂田教育長

【質問】

コロナ関連でいじめはあるか。

○中山教育部参事

【回答】

コロナ関連でのいじめの相談はありません。

○兵頭委員

【質問】

昨年の報告件数と比較を行った。中学校では対応件数9件が、本年1学期で18件である。説明を求める。

○柴崎指導主事

6月にいじめに関するアンケートを実施、丁寧な見取りを行った結果と考えています。こまめな対応を継続しています。生活指導委員会ではいじめの捉えについて

- 説明を行い、充実を図っています。
- 粕谷委員 **【意見】**
これ以降も細やかな対応を求める。
- 土屋委員 **【意見】**
命の授業の取り組みには感謝する。講話を聞く、授業で知ることを超えて、いつでも相談が出来る仕組みが必要と考える。
- 柴崎指導主事 「いじめの悩みの相談窓口」を市が一括配布しております。一部の学校では相談ボックスを設置し、悩みごとを常時受け付けています。
- 宮川職務代理者 **【意見】**
「命の週間」で各学校の実施報告はあるが、その計画効果、評価を伺いたい。「何を持って評価するのか」の指標が示されるべき。
- 柴崎指導主事 ふれあい月間、命の週間は教育課程に示され、それぞれに PDCA サイクルで実施していますが、報告する資料については検討します。
- 坂田教育長 学校における教育課程、教育委員会事務局事業ともに、引き続きアウトカム指標の研究を重ねる必要がある。

日程第5 報告事項3 新型コロナウイルス感染症について

※日程第5 原則非公開 事務局から対策等の説明、委員からの質問意見(部分)のみを公開とする

- 坂田教育長 新型コロナウイルス感染が不安で登校が出来ない児童・生徒について、指導要録上の取扱いは出席停止扱いとなる。対象となる児童・生徒はクロームブックを持ち帰りオンライン授業を受けている。
- 宮川職務代理者 **【質問】**
不登校の児童・生徒にオンライン授業は対応がなされているのか。
- 中山教育部参事 不登校の児童・生徒に関しても今回を機に、オンラインを通じて学校に来てもらえればと考えます。また適応指導教室でも強化を検討しています。

閉会

坂田教育長が閉会を宣言。

閉会 午前11時15分
令和3年9月21日

上記のとおり会議の顛末、大要を記し相違ないことを証する。

清瀬市教育委員会

教育長 坂 田 篤

教育委員 兵 頭 扶 美 枝

全員協議会

令和3年9月21日11時30分 教育委員会定例会後、全員協議会が開催された。出席者は以下の通り。資料を基に佐藤徹生涯学習スポーツ課・児童青少年担当課長より、業務の児童少年係 学童保育・まなべー・児童センターの現状について説明を行なった。教育委員会事務局からの説明後の委員からの質問と回答のみ議事録を作成

出席者

委員

坂田 篤 (教育長)

宮川 保之 (教育長職務代理者)

粕谷 衛 (委員)

兵頭 扶美枝 (委員)

土屋 佳子 (委員)

事務局

粕谷 靖宏 (教育部長)

中山 兼一 (教育部参事)

佐藤 徹 (生涯学習スポーツ課児童青少年担当課長)

○坂田教育長 事業への理解を深めるための質疑

○粕谷委員 **【質問】**児童館について

ころぼっくるが指定管理制度に移行した際の変化
他の児童館も指定管理制度を取り入れているか

○佐藤課長 **【回答】**

移行した際の変化について:指定管理者が事業継続、職員の身分移管を実施したため、会計年度任用職員として以前よりころぼっくるに勤務していた職員がそのまま業務に就く事になった。事業内容も大きな変化を行わない方針で利用している児童への影響も少ないと考えている。広報については事業案内、改修工事終了後の本格稼働を行う予定。指定管理制度の導入で今まで取り組めなかった事業の展開に期待している。

本市には規模の小さな児童館があり、野塩児童館と下宿児童館で指定管理者制度を導入する。

○兵頭委員 **【質問】**学童クラブについて

学童クラブも指定管理制度となったが職員についてはどうか

○佐藤課長 **【回答】**

児童センターと同様に、指定管理者が事業継続、職員の身分移管を実施した子供に対して継続性が必要、事業を大きな変化をなくするとの考え方となった

- 土屋委員 粕谷委員、兵頭委員のご質問への答えで疑問が解消されていますので、特にありません
- 宮川職務代理者 **【質問】**学童クラブについて
待機児童数とその理由
- 佐藤課長 **【回答】**
学童クラブに入会を希望する場合、家庭の就労状況を点数化しています。現在は定員を超過していません。待機児童の51名は、現時点入会出来る点数に満たない家庭となります。
- 兵頭委員 **【質問】**学童クラブについて
指定管理制度への移行に反対の声はあったか
来年度以降も指定管理制度へ移行が続くがその準備について
- 佐藤課長 **【回答】**
保護者から不満の意見はなかった。今回の指定管理制度に移行することで、利用時間が拡大され、有料となるが夕方6時15分から7時00分の利用も可能となり活用されている。
今後の移行については、昨年と同様の手続きを行い、保護者の方の不安、職員の不安が解消されると考える。
- 粕谷委員 **【質問】**学童クラブについて
自費負担が月五千円は格安ではないか。将来的に考えて補助頼みでない事業運営を求める。
- 佐藤課長 **【回答】**
26市の平均と比べても安い状況である。見直しが必要と長期総合計画実行計画も立てている。

12時15分終了